

平成31・32年度工事希望調査の実施について
(住まいセンター分)

独立行政法人都市再生機構中部支社管轄内の各住まいセンターにおける平成31・32年度工事希望調査を次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

1 調査対象工事区分等

- (1) 4(1)③の事務所等において、平成31年7月1日以降、指名競争入札により発注が見込まれる工事に係る工事区分（別掲）を対象とします。
- (2) 調査は工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。
※ 資料の受付は、地域ごとに行い、その提出方法及び提出期間も異なりますので、ご注意ください。

2 調査資料の提出要件

当機構中部地区における平成31・32年度の競争参加資格の認定を受け、各事務所が工事区分毎に定める要件（格付・地理的条件・技術的適性等）を満たしている者とします。

なお、平成31・32年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

3 調査資料の作成要領の交付

調査資料は当支社ホームページからのダウンロードにより平成31年4月15日から交付します。

4 調査資料の受付

調査資料は、希望する工事区分ごとに作成し、提出が必要です。

(1) 定期受付

① 受付方法 簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可。

② 受付期間

平成31年4月15日（月）から平成31年4月26日（金）まで（必着）

③ 受付単位・送付場所

希望する工事区分ごとに調査資料を作成し、送付場所へ送付してください。

(調査資料は、工事区分ごとに中部地域で作成してください。)

	事務所・地域名	所在地
1	中部地域	(受付場所：名古屋住まいセンター)
	名古屋住まいセンター	愛知県名古屋市中区金山1-12-14 金山総合ビル6階
	大曽根住まいセンター	愛知県名古屋市中区東区矢田1-3-33 名古屋大曽根第一生命ビル4階

送付場所：独立行政法人都市再生機構業務受託者

(株) URコミュニティ名古屋住まいセンター

〒460-0022

名古屋市中区金山1-12-14 金山総合ビル6階

電話：052(332)6711

※ 複数の工事区分について調査資料を提出する場合は、工事区分ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。

(2) 追加受付（随時）

① 受付方法 簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可

② 受付期間

平成31年7月1日（月）から平成33年3月31日（水）まで（必着）

③ 受付単位・送付場所

(1)③と同じ

(3) 調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のため、ヒアリング等を行うことがあります。なお、その場合のヒアリング等は、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンターから行います。

5 その他

(1) この調査は、調査対象工事の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。

(2) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(3) 提出された調査資料は、原則として返却しません。

(4) 工事発注手続きに当たっては、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社

URコミュニティの各住まいセンターから連絡等を行います。

- (5) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)の施行により、公共工事の発注者には工事の品質確保のために入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

総合評価方式の詳細については、当機構ホームページに掲載されている総合評価方式実施ガイドラインによりご覧になれます。

- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以 上

《本掲示に関する問合せ先》

●工事区分表及び調査票作成に関する問い合わせ先

URコミュニティ名古屋住まいセンター技術サポート課

052(332)6711

●建設工事競争参加資格に関する問い合わせ先

都市再生機構中部支社 総務部経理課

052(968)3315

工事希望調査の作成要領

工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）については、当支社における事業見込みを基に、「平成31・32年度建設工事競争参加資格」の認定を受けた者から、工事希望を調査するもので、以下の点に留意し、作成して下さい。

なお、地理的条件及び技術的適性等については、調査対象工事区分表により定める条件をよく確認した上で資料を作成して下さい。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行により、公共工事の発注者には品質確保のために工事の内容に応じた入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

1 調査資料の提出について

- (1) 調査資料の受付は工事区分ごととしていますので、複数の工事区分に希望する場合は、それぞれの工事区分ごとに作成し、提出して下さい。
- (2) 調査資料は、工事区分等により異なりますので、「提出書類一覧」により確認の上、提出して下さい（チェック欄を使用し、書類に不足がないようご注意ください。）
- (3) 添付資料を含め、調査資料はすべてA4サイズで作成して下さい。

2 愛知・岐阜・三重県内における本店、支店及び営業所等所在地について

- (1) 希望する工事区分に対応する工事種別についての建設業許可を受け、かつ、地理的条件に定める条件を満たす本店、支店及び営業所等（以下「本店等」という。）がある場合は、当該本店等のうち、いずれか1つを記入して下さい。

- (2) (1)以外で、地理的条件（技術的適性）に定める条件を満たす施工実績がある場合は、提出を希望する本部の最寄りの本店等を記入してください。

なお、(1)～(2)いずれの場合も、単なる作業場、資材置場等、建設業法上の営業所に該当しないものは記入できません。また、提出に際しては、当該本店等を申請した建設業許可申請書の写し（様式第1号及び同号別表の写し）を添付してください。

3 技術者の配置状況等について

- (1) 技術者（建設業法第26条に指定する技術者であって、それぞれの資格要件を満たす者）の配置状況は、工事種別における主任技術者及び監理技術者のそれぞれの総数を記入してください。
- (2) 監理技術者が在籍している場合は、少なくとも1人の監理技術者資格者証の写し（表・裏）を添付してください。なお、監理技術者の配置の無い者は、その理由を選択してください。

4 過去15年間における施工実績について

- (1) 当支社が技術的適性に定める要件を満たし、かつ、1件当たり500万円以上の施工実績（塗装工事については、200万円以上の施工実績で可）を対象として記入してください。
- (2) 施工実績は、調査資料の提出日の属する年度の前年度末までに完了している工事が対象となりますが、個別工事の規模等により相応の施工実績の有無を確認して指名の基礎資料とするため、(1)の区分で複数の施工実績がある場合は、最も金額の高いものを記入してください（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限ります。）。
- (3)－1 施工実績に記入した工事については、元請としての実績であることが証明できる書類（例：工事請負契約書の表紙（鑑）、特定元方事業者の事業開始報告書等）の写しを添付してください。

なお、当機構の業務受託者（株式会社URコミュニティ住まいセンター等）から受注した工事は、当機構からの受注工事とみなします。

- (3)－2 技術的適正において下請けの施工実績を認める工事区分で、下請としての

実績を記入する場合は、元請との契約書等（例：請書等）の写し及び元請工事の一部の工事範囲、内容が証明できる書類等の写しを添付してください。

- (4) 過去15年間とは、調査資料の提出日の属する年度の前年度から過去15年度分とします。

【定期受付（2年ごと）】 平成16年4月1日から平成31年3月31日まで

【追加受付（随時）】

（平成31年度中の受付） 平成16年4月1日から平成31年3月31日まで

（平成32年度中の受付） 平成17年4月1日から平成32年3月31日まで

- (5) その他、技術的適性欄に記載されている内容について、証明できる資料を添付して下さい。また、各工事区分とも、安全対策としての自社の「施工マニュアル」を添付してください。（様式自由。ただし、A4サイズで作成のこと。）
- (6) 添付資料等に関して、原本の提示や資料の追加を求めることがあります。

5 電子入札対応可否の確認

当機構で一般競争入札等において導入している、電子入札システムへの対応状況について回答して下さい。当機構の電子入札は、国土交通省等で使用されている「電子入札コアシステム」を使用しており、コアシステム対応認証局が発行するICカードの購入が必要です。対応認証局は下記URLでご確認下さい。

（コアシステム対応民間認証局一覧 <https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001laz1-att/lrmhph00000004i3.pdf>）

対応認証局のICカードを既に保有している場合は「1 対応可」を、ICカードを保有していない場合は「2 対応不可」を選択して下さい。

6 その他

- (1) 本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの工事請負契約に係る競争参加者の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
- (2) 今回調査の追加受付については、平成31年7月から随時で行う予定としています。詳細については、改めて掲示等でお知らせします。
- (3) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 調査対象工事区分によっては、工事の発注が無い場合があります。また、調査資料の提出者がいない、又は僅少である工事区分については、直近上位又は直近下

位の格付である者で条件を満たす者から提出された資料を基礎資料とする場合があります。

- (5) 会社更生法又は民事再生法の手続を申し立てている者も調査資料を提出できませんが、競争参加資格に係る再審査で認定されるまでは、基礎資料としません。また、再審査の結果、資料を提出した工種について下位の格付に認定された場合は、基礎資料としません。
- (6) 調査資料提出後、合併、営業譲渡又は会社分割等が行われ、競争参加資格に係る再審査の結果、資料を提出した工種について下位の格付に認定された場合は、基礎資料としません。
- (7) 営業停止中又は指名停止中の者も調査資料を提出できますが、当該停止期間中は基礎資料としません。
- (8) 提出された調査資料に虚偽の記載がある場合は、当該資料を無効とし、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

なお、虚偽の記載により調査資料を提出し、受注した工事がある場合には、当該工事は施工実績として認めません。

- (9) 提出された調査資料は返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し、資料を返却します。
- (10) 建築、電気設備、機械設備、土木、造園及び保全工事については、詳細条件審査型一般競争入札を対象として、次の措置等を講じており、今後、指名競争入札及び他工種にも適用することがあります。

① 過去2か年に低入札価格調査対象工事がかつ工事成績が68点未満であった者（共同企業体の構成員である場合を含む。）が新たな入札に参加する場合には、品質確保のためA又はBのとおり取り扱う。

A 掲示（公募）時点で、別の工事を低入札価格で履行中の者
当該工事が終了するまで、新たな入札への参加を制限する。

B A以外の者

低入札価格で入札を行った場合には、工事内容に応じ、専任の技術者に加えて品質管理を専任する技術者の追加配置を求めることがある。

② ①以外の場合であっても、特に施工体制及び品質の確保を求める必要がある工事について、低入札を行った場合には、専任の主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有し、安全、品質管理等を専任する技術者の1名以上の追加

配置を義務付ける。なお、追加配置する専任の技術者については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して報告する。

③ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(11) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づく監理（主任）技術者の専任性確認のため、指名後に対象工事の配置予定技術者の届出を求めることがあります。期限までに届出がない場合、指名を取り消し、入札に参加できないことがあります。

(12) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）の施行により、当機構が取得した文書（例：工事希望調査提出資料など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書となります。

(13) 配置する主任技術者または監理技術者は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。なお、恒常的な雇用関係とは当機構発注工事の指名日以前に3か月以上の雇用関係があることをいいます。

(14) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

【参考】（住まいセンター業務区域表（平成31年4月1日現在））

住まいセンター	業務区域
名古屋	【愛知県】 名古屋市（中村区・中区・昭和区・瑞穂区・熱田区・中川区・港区・南区・緑区・天白区）、一宮市、津島市、豊田市、江南市、稲沢市、知多市、知立市、岩倉市、豊明市、清須市、弥富市、みよし市、愛西市、愛知郡、海部郡 【岐阜県】 各務原市 【三重県】 津市、四日市市、桑名市
大曽根	【愛知県】 名古屋市（千種区・東区・北区・西区・守山区・名東区）、春日井市、小牧市、日進市

提出書類一覧

※このチェックシートで確認のうえ、提出してください

工事区分	提出書類	チェック欄
各工事共通	(1) 工事種別 [〇〇] に係る調査票	
	(2) 平成 31・32 年度競争参加資格認定書の写し	
	(3) 建設業許可申請書の写し（様式第 1 号及び同号別表の写し）	
	(4) 監理技術者資格者証の写し（表・裏）	
	(5)-1 元請としての実績であることが証明できる工事請負契約書等の表紙の写し。契約書がない場合は「特定元方事業者の事業開始報告書等」の写し、CORINS（コリンズ）の写し等の工事名称、工事場所、工期、請負代金及び契約者が確認できるもの。 (5)-2 技術的適正において下請の施工実績を認める工事区分で、下請としての実績を記入する場合は、元請との契約書等（例：請書等）の写し及び元請工事の一部の工事範囲、内容が証明できる書類等の写し	
	(6) 施工実績が共同企業体としての実績である場合は、出資比率が 20%以上であることが確認できる協定書等証明書の写し	
住戸内建築等修繕工事	(1) 技術的適性に記載されている、建設業法で定める大工、塗装、左官等の工種が確認できるもの （例：設計図、工事費内訳書等） (2) 安全対策を含めた「施工マニュアル」	
共用部建築等修繕工事		
外壁等修繕工事		
土木修繕等工事	(1) 施工実績で記入した工事に道路工、排水管渠工の 2 種類が含まれていることが確認できるもの （例：設計図、工事費内訳書等） (2) 安全対策を含めた「施工マニュアル」	
造園再整備工事	(1) 地理的条件及び技術的特性の施工実績において、植物管理（除草・剪定）工事は含まれない。 (2) 安全対策を含めた「施工マニュアル」	
塗装工事	安全対策を含めた「施工マニュアル」	
防水工事	安全対策を含めた「施工マニュアル」	
電気設備修繕等工事	安全対策を含めた「施工マニュアル」	
テレビ共聴設備修繕等工事	(1) 安全対策を含めた「施工マニュアル」 (2) 電気通信工事の建設業許可申請書の写し	
機械設備修繕等工事	安全対策を含めた「施工マニュアル」	

格付

工事種別 [保全建築] に係る調査票

(中部地域)

独立行政法人都市再生機構
中部支社長 殿

この調査資料(及び添付書類)の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

商号又は名称	〇〇建設(株) 代表 〇〇 〇〇	社印
[記入者名]	〇〇 〇〇	
[連絡先]	営業部 052-000-0000	
[登録番号]	00000000000	

1 工事希望

工事種別	工事区分
保全建築	共用部建築等修繕

2 愛知・岐阜・三重県における本店、支店及び営業所等所在地

営業所等 名称	本社	郵便番号	460-0022	所在地	名古屋市中区〇〇
		電話番号	052-000-0000	FAX番号	052-000-0000

(注意) 営業所等の所在地については提出時に建設業許可申請書の写し(様式第1号及び同号別表の写し)を添付して下さい。

3 技術者の配置状況

	主任技術者	監理技術者
総数	〇	〇

(注意) 監理技術者は少なくとも1人の監理技術者資格者証の写しを添付して下さい。

・監理技術者を配置していない理由を、〇で囲んで下さい。

1	一般建設業	2	特定建設業であるが、下請契約を建設業法で定める金額以下で実施する予定
---	-------	---	------------------------------------

4 過去15年間における元請工事実績

実績	工事区分	工事場所	工事名称	発注機関	工事概要	請負金額(百万円)	工期
地域内	共用部建築等修繕	名古屋市	〇〇団地階段室防水工事	都市機構	共用階段床防水工事 RC造5階建4棟120戸	8	H17.6.1~ H17.9.25
地域外	共用部建築等修繕	名古屋市	シティハイツ〇〇修繕工事	〇〇市	屋根防水等修繕工事 RC造5階建5棟150戸	25	H17.6.1~ H17.9.25
民間	共用部建築等修繕	名古屋市	ハイツ〇〇外壁修繕工事	〇〇建築 下請	外壁等修繕工事 SRC造10階建50戸	12	H17.6.1~ H17.9.25

(注意) 工事実績については、提出時に元請であることが証明できる契約書若しくは上記内容が確認できる書類の写しを一部添付して下さい。(例: 特定元方事業者の事業開始報告書、CORINS(コリンズ)登録証と工事カルテ、契約図面、施工計画書等のいずれかのうち、工事の元請であること及び工事概要を証明できる書類)

なお、建物に関する工事の場合工事概要に構造・階数・戸数は必ず記入して下さい。

5 電子入札対応可否

・当機構の電子入札システムへの対応状況について、〇で囲んで下さい。

1	対応可	②	対応不可
---	-----	---	------

(注意) 当機構の電子入札は、国土交通省等で使用されている「電子入札コアシステム」を使用しており、コアシステム対応認証局が発行するICカードの購入が必要です。対応認証局は下記URLでご確認下さい。

(コアシステム対応民間認証局一覧
<https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e000001az1-att/lrmhph00000004i3.pdf>)

格付

工事種別 [保全土木] に係る調査票

(中部地域)

独立行政法人都市再生機構
中部支社長 殿

この調査資料(及び添付書類)の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

商号又は名称	〇〇建設(株)	社印
	代表 〇〇 〇〇	
[記入者名]	〇〇 〇〇	
[連絡先]	営業部 052-000-0000	
[登録番号]	00000000000	

1 工事希望

工事種別	工事区分
保全土木	土木修繕等工事

2 愛知・岐阜・三重県における本店、支店及び営業所等所在地

営業所等 名称	本社	郵便番号	460-0022	所在地	名古屋市中区〇〇
		電話番号	052-000-0000	FAX番号	052-000-0000

(注意) 営業所等の所在地については提出時に建設業許可申請書の写し(様式第1号及び同号別表の写し)を添付して下さい。

3 技術者の配置状況

	主任技術者	監理技術者
総数	〇	〇

(注意) 監理技術者は少なくとも1人の監理技術者資格者証の写しを添付してください。

・監理技術者を配置していない理由を、〇で囲んで下さい。

1	一般建設業	2	特定建設業であるが、下請契約を建設業法で定める金額以下で実施する予定
---	-------	---	------------------------------------

4 過去15年間における元請工事実績

実績	工事区分	工事場所	工事名称	発注機関	工事概要	請負金額(百万円)	工期
地域内	土木修繕等工事	春日井市	〇〇団地土木修繕等工事	都市機構	駐車場基盤整備、汚水間修繕、外柵修繕等	48	H17.6.10~ H17.10.10
	土木修繕等工事	名古屋市	〇〇団地土木修繕等工事	都市機構	道路舗装修繕、通路舗装修繕	37	H19.6.10~ H19.10.10
地域外							
民間	土木修繕等工事	名古屋市	〇〇マンション屋外改修工事	〇〇不動産	AS舗装打替工事、道路側溝修繕、下水管敷設替工事	27	H20.6.1~ H20.8.25

(注意) 工事実績については、提出時に元請であることが証明できる契約書若しくは上記内容が確認できる書類の写しを一部添付して下さい。(例:特定元方事業者の事業開始報告書、CORINS(コリンズ)登録証と工事カルテ、契約図面、施工計画書等のいずれかのうち、工事の元請であること及び工事概要を証明できる書類)

なお、建物に関する工事の場合工事概要に構造・階数・戸数は必ず記入してください。

5 電子入札対応可否

・当機構の電子入札システムへの対応状況について、〇で囲んで下さい。

1	対応可	②	対応不可
---	-----	---	------

(注意) 当機構の電子入札は、国土交通省等で使用されている「電子入札コアシステム」を使用しており、コアシステム対応認証局が発行するICカードの購入が必要です。対応認証局は下記URLでご確認下さい。

(コアシステム対応民間認証局一覧

<https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e000001az1-att/lrmph00000004i3.pdf>)

平成 31・32 年度 調査対象工事区分表：(中部地域)

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) H30 年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等	地理的条件	技術的適性
保全建築	(1) 住戸内建築等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ製建具の改修工事 ・鋼製建具のアルミ化工事 ・外回り木製建具アルミ化工事 ・洗濯排水設備設置工事 ・室外機置き場設置工事 他 	3 件	保全建築登録業者のうち中小企業(※2)に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事の施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	RC造、SRC造の居住中の共同住宅(社宅、単身寮、リフトマンション及びこれに類するものを除く。以下、本表において同じ)において、工事内容に記載した同種の建築等修繕工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請け又は下請けのいずれかの施工実績を有する者で、次の要件を全て満足すること。 ※1 [元請けの場合] ① 工事内容に記載した同種工事の施工実績があること。 ② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。(空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外。) ③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。 [下請けの場合] ① 当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ2件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ② ①の施工実績は、全て居住中の住戸内での工事であること。(空家時に行う空家修繕工事、リニューアル等工事は対象外。) ③ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上げ、建具、タイル、防水、ガラスのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。
	(2) 共用部建築等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ・共用階段・廊下手摺設置工事 ・階段室床防水工事 ・防風スクリーン等修繕工事 ・落下防止庇修繕・設置工事 ・施設整備工事(建築物等) ・共用廊下床シート修繕工事 ・勾配屋根改修工事 他 	1 件			RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、工事内容に記載した同種の建築等修繕工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けまたは下請けのいずれかの施工実績を有する者で、次の要件を全て満足すること。 ※1 [元請けの場合] ① 工事内容に記載した同種工事の施工実績があること。 ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。 [下請けの場合] ① 当機構発注工事で、工事内容に記載した同種工事を延べ2件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ② ①の施工実績は、全て居住中の建物での工事であること。 ③ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイルのうち、延べ3工種以上の施工実績があること。
	(3) 外壁等修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁等修繕工事(1棟単位) ・耐震改修工事(スリット設置等簡易な工事) 	5 件			次のいずれかの要件に該当すること。 ① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。
塗装	(1) 塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・外回り鉄部・建具塗装工事 ・屋外工作物塗装工事 ・屋内壁塗装工事 他 	11 件	塗装登録業者のうち中小企業(※2)に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 200 万円以上)があること。	RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、住戸内における塗装工事について、元請け又は下請けとして施工実績を有する者で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の施工実績があること。 [元請けの場合] ① 工事内容に記載した同種工事の施工実績があること。 [下請けの場合] ① 当機構発注工事で、工事内容に記載した住戸内の鉄部塗装工事を延べ2件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)

※1 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。(自社の施工マニュアルを添付すること。)

※2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条(1)に該当する者(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)

※3 表中の「過去15年間」とは、平成16年4月1日から平成31年3月31日までとする。

※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県(都・府)以外の施工実績も可とする。

平成 31・32 年度 調査対象工事区分表：(中部地域)

工事種別	工事区分	工事内容	(参考) H30 年度発注件数	機構が定める要件		
				格付等	地理的条件	技術的適性
防水	(1) 防水工事	・屋根防水工事 ・バルコニー床防水工事 他	3 件	防水登録業者のうち中小企業(※2)に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、防水工事について、元請けとして施工実績を有する者で、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の施工実績があること。 ※1
保全 土木	(1) 土木修繕等工事	・道路修繕工事 ・通路修繕工事 ・排水管路修繕工事 ・外柵修繕工事 ・駐車場修繕工事 他	0 件	保全土木登録業者のうち中小企業(※2)に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の土木修繕工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	RC造、SRC造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。 なお、施工実績の工種については、道路工事、排水管路工事を全て含むこと。 ※1
造園	(1) 造園再整備工事	・園路(通路)整備工事 ・広場整備工事 ・遊戯施設整備工事 ・修景施設整備工事 ・植栽整備工事 ・屋外施設整備工事 ・自転車置場整備工事 他	0 件	造園 B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	RC造、SRC造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。 ※1 なお、地理的条件及び技術的特性の施工実績において、植物管理工事は含まれないので、注意のこと。
				造園 C		
電気	(1) 電気設備修繕等工事	・電灯幹線(40A化)改修工事 ・インターホン化工事 ・共用灯修繕工事 ・自動火災報知設備修繕工事 他	7 件	電気 B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、当機構が発注した単独の電気設備修繕等工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ※1 ① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、単独の電気設備修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の電気設備修繕等工事で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の下請けとして 5 件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)
	(2) テレビ共聴設備修繕等工事	・増幅器修繕工事 他	0 件	電気 C		
管	(1) 機械設備修繕等工事	・給水管改修工事 ・排水管改修工事 他	3 件	管 B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 愛知・岐阜・三重県内に本店、支店又は営業所があること。 ② 過去 15 年間に、愛知・岐阜・三重県内において、当機構が発注した単独の機械設備修繕等工事を元請けとして施工実績(1 件当たり 500 万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ※1 ① RC造、SRC造の居住中の共同住宅において、単独の機械設備修繕等工事について、過去 15 年間に 1 件当たり 500 万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の機械設備修繕等工事で、過去 15 年間に 1 件当たり 200 万円以上の下請けとして 5 件以上の施工実績(元請けの実績も可)があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)
				管 C		

※1 修繕等工事に係る自社の施工マニュアルを整備すること。(自社の施工マニュアルを添付すること。)

※2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条(1)に該当する者(資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 3 百人以下の会社及び個人)

※3 表中の「過去 15 年間」とは、平成 16 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

※4 「技術的適性」における施工実績については、当該県(都・府)以外の施工実績も可とする。